

さらなる食の安全・安心を目指して

平成25年
4月から施行

健康被害防止のための 実効的な条例規定

- ・農薬や放射性物質などの基準に違反する農産物の出荷制限
- ・健康被害のおそれがある食品の自主回収に係る報告義務
- ・立入検査 措置勧告 など

県の責務

食の安全・安心の確保に関する
施策を総合的に推進



放射性物質検査

- 推進計画の策定
- 審議会の設置
- 衛生監視指導
- 表示の適正化
- 食育・地産地消

山梨県独自の条例規定

原産地に関する情報提供の充実(努力義務)

[対象] 国産の畜産物と26種類の加工食品。これらを県内で販売する場合、JAS法に基づく表示やその他の方法により、都道府県名など詳細な原産地情報の提供に努める。

平成25年
4月から施行

消費者(県民)の役割

- 食の安全・安心に関する知識や理解を深める
- 安全に配慮した消費行動
- 施策への意見表明など



農業生産者・食品事業者の責務

- 食品の安全性確保に対する第一義的責任を認識し食品の生産から販売に至る行程での必要・適切な措置
- 県民の健康に悪影響を及ぼす、または、そのおそれがある場合、速やかにその原因を究明し、拡大・発生の防止を迅速かつ確実に図る
- 食品などに関する正確・適切な情報の提供



やまなし食の安全・安心優良活動表彰
(表彰された(株)山梨食肉流通センター)

情報提供

相互理解・信頼関係

リスクコミュニケーション 食の安全・安心に関する 意見交換・情報提供の場や機会



意見交換会



食の安全・安心ポータルサイト

県民一体となって 食の安全・安心の確立を

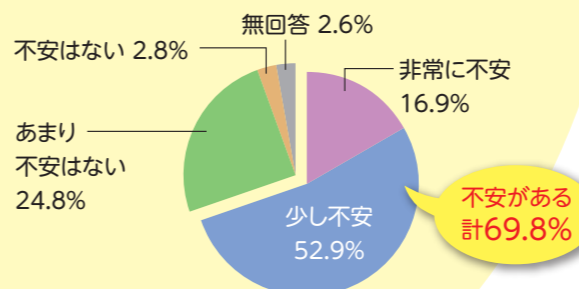
食品の安全性と食品に対する信頼を確保するために、「山梨県食の安全・安心推進条例」を平成24年4月に施行しました。また、「この条例の理念を具体化するための推進計画を9月に策定しました。みんなで、誰もが健康で安全に暮らせる山梨にしていきたい。」

食を取り巻く状況

- ▶食品表示偽装
- ▶輸入食品などの残留農薬
- ▶原発事故に起因する放射性物質
- ▶O157などによる食中毒



Q:食品の安全性について、どのようにお考えですか?



“不安がある”と回答した人に不安な点を尋ねたところ、「食品表示の信頼性(偽装や不正がないか)」(66.5%)が目立って高く、「食品添加物の健康への影響」(43.8%)、「輸入食品の安全性」(39.7%)と続いている。(出所:山梨県「平成23年 消費生活に係る県民意識調査」)



学生…先生、実は最近、食品を買うとき表示の偽装や放射性物質、食中毒など、いろいろな気になります。

教授…そだね。平成23年の県民を対象にした意識調査では、食品の安全性について約7割の人が「不安がある」と回答している。

学生…やっぱり、山梨の人も不安を感じているんですね。では、消費者は食品を買うときに、どうすればいいんですか?

教授…まずは、JAS法などで基準が定められている食品表示をしっかり見て、確かな情報に基づき、風評に惑わされることなく選択することだね。

学生…でも、まず生産者や事業者が、食品衛生に関する法律を守って食品をつくってくれることが基本ですよ。万一、健康被害のおそれが生じたら、私たち消費者に情報を直ちに伝えてほしい。その上で、消費者自身も食中毒にならないように消費期限や保存方法を守ることが、注意しないと。

教授…そのとおり。食品の生産から消費まで関係者が一体となって「食の安全・安心」を守っていくことが制定されたのが食の安全・安心推進条例だ。この条例では、生産者・事業者・消費者・行政の責務や役割を明確に定めている。また、県は消費者の声を聞いたり、生産者や事業者から正確な情報の提供を促したりする。それから食中毒などの健康被害が生じるおそれのある場合に、事業者が自主回収に着手したときには、県への報告も義務付けている。さらに、県では、収集した情報を迅速・的確に消費者に伝えるため、食の安全・安心情報のウェブサイトを開設することになっているんだ。

学生…そうか。このサイトで、食品の安全・安心に関する情報が簡単に得られるんだ。

教授…また、食品の安全性を確保するため日頃から、県が橋渡し役となって、生産者・事業者と消費者との間で情報や意見をお互いに交換する場や機会の提供にも力を入れている。これを「リスクコミュニケーション」というんだ。

学生…リスクコミュニケーションで、私たち消費者と生産者・事業者とがお互いに理解し合い、信頼関係を築いていくことで食の安全・安心が確立するんですね。なんか、食の安全・安心に興味が出てきました!

教授…食品表示についても、もっと勉強したかったら県の「食品表示ウォッチャー」に応募したらいい。それから食の安全・安心について、疑問や気付いたことがあれば、県の食品安全110番で受け付けているぞ。



食品安全110番 TEL055-223-1638

【問い合わせ先】消費生活安全課 TEL 055-223-1588 FAX 055-223-1587

やまなし食の安全

検索